

東北文化学園大学同窓会成績優秀学生奨励金給付制度規程

「2024年5月25日」

「理事会制定」

（目的）

第1条 この規程は、東北文化学園大学（以下「大学」という。）が表彰する成績優秀学生に対して、奨励金を給付し、更なる修学の奨励と同窓会活動の認知向上を目的に同窓会成績優秀学生奨励金給付制度を制定し、その取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 奨励金給付の対象は、東北文化学園大学成績優秀者表彰制度規程に基づき、選出された学生とする。

（対象の決定）

第3条 奨励金給付対象者は、学長からの要請に基づき、会長が決定する。

2 会長は、奨励金給付対象者決定後、速やかに理事会に報告するものとする。

（給付額）

第3条 奨励金は、次の各号に定める額を金券又は現金で給付する。ただし、給付額は、給付する対象者数及び同窓会の収支に応じて変更することがある。

(1) 最優秀者への給付額は、10,000円とする。

(2) 優秀者への給付額は、5,000円とする。

（給付の時期）

第4条 奨励金の給付する時期は、大学で行う表彰に合わせて行うものとする。

（庶務）

第5条 同窓会成績優秀学生奨励金給付に関する庶務は、同窓会事務局において処理する。

（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、同窓会成績優秀学生奨励金給付に関し必要な事項は理事会の議を経て、会長が別に定める。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、会長が行う。

附 属

この規程は、2024年5月25日から施行する。